

伊丹市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例  
例（平成27年伊丹市条例第61号）

（目的）

第1条 この条例は、路上等における喫煙による市民等の身体又は財産への被害の防止及び環境美化の推進について必要な事項を定めることにより、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上等 道路，公園，広場その他の屋外の公共の場所をいう。
- (2) 喫煙 たばこを吸うこと，又は火のついたたばこを所持することをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し，若しくは滞在し，又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上等における喫煙及び吸い殻の散乱を防止するために必要な施策を実施するとともに、市民等への啓発及び市民等による自主的な活動の支援を行うものとする。

（市民等及び事業者の責務）

第4条 市民等は、吸い殻の散乱の防止に自ら努めるとともに、路上等における喫煙により、他人の身体若しくは財産に被害を与え、又は他人に迷惑をかけることのないようにしなければならない。

2 市民等及び事業者は、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するものとする。

3 事業者のうち、たばこの製造又は販売を行う者は、路上等における喫煙及び吸い殻の散乱の防止についての消費者の意識の啓発及び環境美化に努めなければならない。

(歩きたばこ・ぼい捨て防止重点区域の指定等)

第5条 市長は、移動しながらの喫煙による被害及び吸い殻の散乱を特に防止する必要があると認める区域を、歩きたばこ・ぼい捨て防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

3 前項の規定は、重点区域の変更及び解除について準用する。

(重点区域内における歩行中等の喫煙の禁止等)

第6条 市民等は、重点区域内の路上等において、歩行中若しくは自転車に乗車中に喫煙をし、又はみだりに吸い殻を捨ててはならない。

(路上等喫煙禁止区域の指定等)

第7条 市長は、重点区域のうち、路上等における喫煙が特に市民等の身体又は財産に被害を及ぼすおそれがあると認める区域を、路上等喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 第5条第2項の規定は、禁止区域の指定、変更及び解除について準用する。

3 市長は、禁止区域及び重点区域に喫煙所(以下「指定喫煙所」という。)を設けることができる。

(禁止区域内における喫煙の禁止)

第8条 市民等は、禁止区域内の路上等において喫煙をしてはならない。ただし、指定喫煙所においては、この限りでない。

(喫煙等の中止の指導)

第9条 市長は、第6条又は前条の規定に違反した者に対し、喫煙の中止その他必要な措置をとることを指導することができる。

(身分証明書)

第10条 第12条の規定による過料の処分に係る事務を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該処分の相手方の請求が

あったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第 1 2 条 第 9 条の規定による指導を受けたにもかかわらず、なお第 8 条の規定に違反して喫煙をした者は、1,000 円の過料に処する。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 1 0 条及び第 1 2 条の規定は、平成 2 8 年 7 月 1 日から施行する。